

Client Alert

30 May 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先:



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



田中 和美
アソシエイト
03 6271 9744
wabi.tanaka@bakermckenzie.com

米国における訴訟回避の方策： フォーラム・ノン・コンビニエンス

日本企業の事業がグローバル化する中で、日本企業が米国において訴訟に巻き込まれる事案は多くなっている。米国で日本企業を相手方とする訴訟に管轄権が認められるためには、日本企業と裁判所が存在する地域との間にミニマム・コンタクトが認められる必要があるが、昨今のデジタル技術の発達により、日本企業と当該地域との間に一定の結びつきが認められ、管轄権が肯定される可能性は高くなっている。しかしながら、管轄権が認められる場合であっても、事案の内容や性質からして、米国の裁判所ではなく日本の裁判所において判断される方が適切である場合があり、このような場合に訴えの却下が認められる法理が、フォーラム・ノン・コンビニエンス (*forum non conveniences*) である。

最近の米国連邦地方裁判所の判例では、英国人の原告が米国のデジタル技術会社を相手方として、英国の一般データ保護規則違反を理由にクラスアクションを提起したが、同裁判所は、英国の裁判所で判断される方が適切であるとして、訴えを却下した。日本企業にとっては、コストや言語の観点から、一般的に米国より日本において訴訟を行う方が有利であるため、本稿では、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理の概要と、当該連邦地方裁判所の判例をご紹介します。


1. はじめに

日本企業が米国で訴訟提起された場合、それに伴う多額のコスト負担や高額な損害賠償額が認定されるリスクは、日本における訴訟と比較できない程甚大であることは良く知られている。米国訴訟では、ディスカバリー手続、陪審制、懲罰的賠償制度、クラスアクションといった日本の訴訟手続にはない手続が存在するからである。したがって、米国で訴訟提起された場合、日本企業としては、可能な限り早い段階で手続を終了させること、つまり、本案審理に入る前に訴えを却下させることは、重要な訴訟戦略の一つとなる。このような訴えの却下の一つの方策として、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理が存在する。

2. フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理

フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理とは、訴えの提起を受けた裁判所が、当該事案を審理するにあたっては、管轄権を有する他の裁判所で審理を行う方がより適切であり便宜であると考えた場合、裁量により訴えを却下することを認める法理である。

フォーラム・ノン・コンビニエンスによる訴えの却下は、どの裁判所での審理がより適切であるかを根拠とするものであるため、管轄権の有無を判断する限度でディスカバリー手続が実施される管轄権の欠如を理由とする訴えの却下とは異なり、その判断にあたってディスカバリー手続は必要ない。また、米国連邦最高裁判所は、*Sinochem International v. Malaysia International*



Shipping 事件¹において、「連邦地方裁判所は、便宜性、公平性及び訴訟経済の観点から適切であると認めた場合には、事物管轄権及び人的管轄権の問題を回避して、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理による訴えの却下により訴訟を処理することが可能である」と判示している。フォーラム・ノン・コンビニエンスによる訴えの却下が認められる場合には、ディスカバリー手続がなされ得る管轄権の有無の判断に立ち入ることなく訴えの却下が認められることとなるため、被告となる日本企業にとっては、極めて有益な手段となる。

3. 最近の連邦地方裁判所の判例

ここで、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を根拠に訴えの却下が認められた最近の米国連邦地方裁判所の判例²をご紹介します。本訴訟は、昨今のデータ保護規制の強化とそれに伴い提起されることが多くなった消費者によるクラスアクションの観点からも興味深いものである。

被告である Xandr, Inc.（以下「Xandr 社」）は、ウェブサイト広告技術を提供する米国のデジタル技術会社である。同社は、いわゆる"Cookies"と呼ばれる識別子をインターネット利用者のデバイスに設定することにより個人情報を取得し、当該個人情報を広告会社に提供することで、広告会社がターゲティング広告を行うことを可能とする技術を提供している。原告は、Xandr 社の技術を利用した第三者のウェブサイトアクセスしたことにより、事前の同意なく、Xandr 社によって、IP アドレス、位置情報、検索履歴、ターゲティング広告へアクセスしたか等の個人情報を取得され、広告会社に提供されたとし、Xandr 社の当該行為は、英国の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）（以下「GDPR」）に違反すると主張して、自身のほか、Chrome、Edge 又は Internet Explorer を利用し Xandr 社の Cookie をデバイスに設定されたイングランド及びウェールズに居住している又は居住していたすべての人のために、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所にクラスアクションを提起した。これに対し、Xandr 社は、フォーラム・ノン・コンビニエンス及び国際礼譲を理由に訴えの却下を申し立てた。

同連邦地方裁判所は、フォーラム・ノン・コンビニエンスによる訴えの却下が認められる判断要素として、

- (1) 原告の法廷地の選択に対する敬意の程度
- (2) 被告の提案する代替法廷地の適切性
- (3) 原告の法廷地の選択に関係する私的利益と公共の利益との間のバランス

を挙げた。そして、以下のとおり当てはめを行った結果³、英国が本事案を判断するにあたってより適切な法廷地であるとして、Xandr 社の主張を認め、フォーラム・ノン・コンビニエンスを根拠に訴えを却下した。

¹ *Sinochem International Co., Ltd. v. Malaysia International Shipping Corp.*, 549 U.S. 422 (2007)

² *Finch v. Xandr, Inc.*, No.21 Civ. 5964, (S.D.N.Y. Dec. 14, 2021)

³ なお、Xandr 社のウェブサイト上の利用規約にある裁判地選択条項（forum selection clause）にはニューヨークに所在する連邦裁判所又は州裁判所を専属管轄裁判所とする旨記載があったため、当該裁判地選択条項が本訴訟に適用されるかについて争点となったが、本訴訟は利用規約違反を根拠とするものではないこと等を理由として、当該裁判地選択条項は本訴訟には適用されないと判断された。



(1) について

原則的には、裁判所は原告の法廷地の選択に対し大きな敬意を表すが、外国籍の原告の場合、フォーラムショッピングの可能性があるため、当該敬意の程度は低くなる。本事案においても、原告及びクラスはすべて外国籍であり、外国の法令違反を根拠とし、米国との関連性は被告 Xandr 社を通じてのみであることから、原告の法廷地の選択は重視しない。

(2) について

被告 Xandr 社は、英国で裁判をすることに同意しており、また、英国が GDPR に関連する訴訟を受け入れることに疑いがなく、英国の裁判所が本紛争を解決することがより適切である。

(3) について⁴

関連する私的利益としては、証拠へのアクセス、証人出頭のアベイラビリティや容易さ、その他訴訟の審理を容易、迅速及び廉価にする実務的事項を含むが、本事案では、本裁判所で実施するか英国で実施するかで明らかな違いはない。一方で、関連する公共の利益は、裁判所の混雑を軽減すること、紛争から遠く離れたコミュニティに陪審義務を課すことを避けること、及び一般市民が彼らの権利に影響を与えるかもしれない審理を、報告のみで知ることができる場所で実施されるのではなく、目撃することができることを確保することを含み、また、地元の紛争を地元で判断する利益及び外国の法律の解釈は外国の裁判所で行う利益がある。本事案では、英国で判断される公共の利益は特に大きいこと等から、公共の利益は圧倒的にフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を採用することに好意的である。

4. 最後に

フォーラム・ノン・コンビニエンスを根拠とする訴えの却下は、裁判所の裁量に基づくものであり、上記の各要素を総合的に考慮した価値判断によって決せられるため、当該申立てが認められるか否かは、ケースバイケースとならざるを得ない。しかしながら、日本企業にとって負担が大きい米国訴訟に対する非常に有益な訴訟戦略の一つであるため、訴訟提起がなされた場合には、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく訴えの却下申立てが可能かをまず検討すべきであるといえる。

⁴ なお、連邦最高裁判所は、*Gulf Oil Corp. v. Gilbert* 事件において、私的利益の考慮要素として、①証拠へのアクセスの容易さ、②証言を拒否する証人の強制出頭手続のアベイラビリティ及び証人の出頭を確保するためのコスト、③適切である場合には現場調査の可能性、④その他訴訟の審理を容易、迅速及び廉価にする実務的事項を重要な考慮要素として挙げ、また、⑤判決の執行可能性、⑥公平な裁判についても挙げている。公共の利益の考慮要素としては、①混雑している裁判所に訴訟が集積することによる事務的困難、②陪審義務が訴訟に関連性を有さないコミュニティの人に課すべきではない負担であること、③多くの人々の問題に関わる場合には、報告のみで知ることができる離れた場所で実施するのではなく、彼らが実際に目で見て、行くことができる場所で審理を実施する理由があること、④地元の紛争を地元で判断する利益があること、⑤事案に適用される法律の法廷地で審理をすることが他の法廷地の裁判所が自己に関係しない法律問題を解決するよりも適切であることを挙げている (*Gulf Oil Corp. v. Gilbert*, 330 U.S. 501 (1947))。